

令和2年3月

各 位

農林水産省植物防疫課
植物防疫所

中国向けイヌマキの輸出に係る栽培園地・樹登録の申請について

日頃から植物検疫へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

中国向けイヌマキの輸出については、中国側の条件(注)に従い、植物防疫所において登録した栽培園地・樹のうち、中国側専門家が訪日して実施する予備調査に合格した園地・樹に対し、中国側からの輸入許可証が発給されることとなっています。

本年の予備調査については、土壤除去の要否や実施時期等について中国側と協議を継続しているところであり、詳細は今後決定できるものと考えています。そのような中、並行して日本側の準備を進めるため、これまでの中国側条件に基づき、各植物防疫所において栽培園地・樹の登録申請を受け付けることとしますので、申請後の対応と併せ、別紙のとおりお知らせします。

なお、中国側との協議結果次第ですが、実際の予備調査の実施にあたっては、植物防疫所が登録した園地・樹であっても中国側の予備調査の対象とされない場合がありますので、予めご了承願います。

申請手続きについてご不明な点がございましたら、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

(注)輸入イヌマキ植物検疫措置要求公告(総局2010年第132号公告。別添)

中国向けイヌマキの輸出に係る栽培園地・樹の登録申請及び今後の対応について

1. 栽培園地・樹の登録申請

(1) 中国向けイヌマキの輸出を希望する方は、最寄りの植物防疫所に対し、令和2年4月末日までに、以下の書類を提出してください。

なお、昨年10月の予備調査に合格した園地・樹であって、輸入許可期限(2020年12月26日)までに中国に輸入される見込みがない樹については、再度登録申請が必要となります。

また、昨年10月の予備調査のために取り付けた植物防疫所が提供したラベルの有効期限については、2020年12月26日までです。

【提出いただく書類】

- ・栽培園地・樹登録申請書(栽培園地位置図・列植図を含む。様式1)
- ・園地管理、病害虫発生調査及び防除実施計画書(参考様式1)

(2) 植物防疫所は、実地又は関係書類にて、中国側条件に基づいて、以下の事項を全て満たしていることを確認した栽培園地・樹を登録します。

- ① 栽培園地では、原則としてイヌマキのみが栽培されていること。ただし、イヌマキ以外の樹が栽培されている場合は、イヌマキと枝間が約2メートル以上離れていること。
- ② 栽培園地に発生する病害虫に関する知識を有する栽培管理責任者が配置されていること。
- ③ 定期的な枯れ枝、落ち葉及び雑草の除去等の園地管理計画があること。
- ④ 栽培園地に発生する病害虫に対する定期的な発生調査計画があること。
- ⑤ 定期的な薬剤処理(殺虫剤、殺菌剤、殺線虫剤等)による防除計画があること。
- ⑥ ③～⑤の内容が適切であり、確実に実施できる体制が確保されていること。
- ⑦ 栽培園地に発生する病害虫に対する発生調査及び防除の実施内容を記録し、保管する方法が決められていること。

2. 園地管理、病害虫発生調査及び病害虫防除の実施並びに記録・保管

上記1の登録がされた栽培園地・樹については、上記1の(2)の③～⑤に基づき、園地管理、病害虫発生調査及び病害虫防除を実施し、以下の書類に記録・保管してください。また、後日、植物防疫所が割り振ったラベル番号が記載されたラベルをお送りしますので、申請者の皆さんに用意いただく標識(様式2)とともに、登録樹に確実に取り付けてください。

なお、記録については、植物防疫所がモニタリング調査で栽培園地を訪問した際に提示いただくとともに、輸出検査時に写しを提出してください。

【記録・保管いただく書類】

- ・園地管理、病害虫発生調査及び防除実施記録書(参考様式2)

3. モニタリング調査の実施

上記2が適切に実施されていることを実地で確認するため、植物防疫所がモニタリング調査を実施します。当該調査の実施時期等については、栽培園地・樹の登録後、植物防疫所から個別に連絡します。

なお、上記2が適切に実施されていないと判断した場合、植物防疫所は当該栽培園地の栽培者に対して助言又は指導を行います。この助言又は指導に応じた適切な管理が実施されない場合は、当該登録栽培園地を中国側条件に適合していないと判断して登録を取り消しますので、予めご了承ください。

(様式 1)

栽培園地・樹登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所） 植物防疫官 殿

住 所
氏 名 印

以下のとおり栽培園地・樹登録を申請します。

栽培園地の名 称又は番号	栽培園地の 所在地	管理責任者 氏名	栽培面積 (a)	栽培数 (本)	植え付け 年月	個体番号	備考

備考： 1 栽培園地の位置図、イヌマキの列植図、定期的な枯れ枝、落ち葉、雑草等の除去等に係る園地管理計画、病害虫の発生調査計画、病害虫防除計画、既にイヌマキを植えている場合その防除実施記録及びイヌマキ毎の栽培時期を示す栽培管理記録の関係書類を添付すること。

2 氏名を自署する場合においては押印を省略することができる。

中国向けイヌマキ登録樹に取り付ける標識

中国向け日本産イヌマキ

1 栽培園地名 :

2 栽培地（県・市名）：

3 原産地（県）：

4 植え付け年月：

5 個体番号：

(参考様式 1)

園地管理、病害虫発生調査及び防除実施計画書 (年間計画)

住所：

氏名 : 印

(参考様式 2)

園地管理、病害虫発生調査及び防除実施記録

住所： 氏名： 印